

「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」の奨学生を対象とした 特に優れた業績による返還免除について（募集概要）

1. 制度概要

日本学生支援機構（以下「本機構」という）の第一種奨学金の貸与を受けた大学院生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構から認定された場合には、貸与期間終了後に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

2. 申請対象

第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)の貸与を受け、2024年度中に貸与が終了した方。

※2024年度中の貸与終了者とは、奨学金の交付が2024年4月分～2025年3月分の間で終了した方です。

※申請後、本機構に設置する委員会の議を経て、返還免除の対象者として推薦されることとなりますが、その数は、2024年度中に貸与が終了した第一種奨学生（海外大学院学位取得型対象）の概ね30%以内となります。したがって申請しても委員会において選考の結果、推薦されないことがありますので、予めご承知おきます。

※海外大学院学位取得型対象の第一種奨学金は、海外留学支援制度の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする学生に貸与するものです。

3. 業績の種類

評価される業績の種類と評価項目は次表のとおりです。提出された業績を証明する資料を基に総合的に評価を行い、「1. 学位論文その他の研究論文」（1-1 学位論文及び1-2A その他の研究論文※個人または貢献度の高い共著者としての業績）を特に重視します。専攻分野に関係した業績が評価の対象となります。

なお、提出書類の数や本人が申告する業績項目の数が、そのまま評点に反映されるわけではありません。

評価される業績の具体例及び業績を証明する資料の例は、別紙「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）特に優れた業績による返還免除申請にあたっての留意点」を参照してください。

（注）第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）以外の国内の大学を通じて業績優秀者返還免除申請を行う場合、各業績の評価方法は各大学の特色を踏まえ、機構が定める評価基準に沿って、各大学が独自に設定をしています。

業績の種類と評価項目

項番	業績の種類	評価項目
1	学位論文その他の研究論文	1-1 学位論文
		1-2A その他研究論文 ※個人または貢献度の高い共著者としての業績
		1-2B その他研究論文 ※上記（個人または貢献度の高い共著者として）以外の共同研究の一員としての業績
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究の成果	※「大学院設置基準第16条第1項に定める」は、「修士論文に代わる課程修了要件としての」と読み替えます。 ※本項目は博士課程は該当しません。
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	※「大学院設置基準第16条の2に定める」は、「修士論文及び上記2に代えて課程修了要件として大学院が行う」と読み替えます。 ※本項目は博士課程の後期は該当しません。
4	(専攻分野に関連した)著書、データベースその他の著作物（1及び2に掲げるものを除く）	4A 同左 ※個人または貢献度の高い共著者としての業績
		4B 同左 ※上記（個人または貢献度の高い共著者として）以外の共同研究の一員としての業績
5	発明	同左
6	授業科目の成績	同左
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	同左
8	(専攻分野に関連した)音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	同左
9	(専攻分野に関連した)スポーツの競技会における成績	同左
10	(専攻分野に関連した)ボランティア活動その他社会貢献活動の実績（公益の増進に寄与した研究業績）	同左

(注)提出された業績項目を総合的に判断し、採点します。

但し、原則として、項番1の学位論文その他の研究論文のうち、「1-1 学位論文」及び「1-2A その他の研究論文 ※個人または貢献度の高い共著者としての業績」を優先項目として評価します。

4. 申請手続き等

申請手続きを行う際は、別紙「第一種奨学金（海外大学院学位取得型）特に優れた業績による返還免除申請要領」を参照してください。

(1) 申請書類

ア	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）2024年度業績優秀者返還免除申請書（様式1）
イ	指導教員等の推薦書（様式2）※指導教員等にて記載・封緘いただいたもの
ウ	成績証明書
エ	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）特に優れた業績による返還免除申請に係る提出資料一覧（別添）
オ	貸与期間中に特に優れた業績を挙げたことを証明する資料

※上記のうち申請書類関係（ア・イ・エ）は、本機構ホームページから様式をダウンロードしてください。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>特に優れた業績による返還免除制度について>

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）奨学生に対する特に優れた業績による返還免除制度

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/kaigai.html>

(2) 申請方法

申請書類はインターネットによる提出となります。

本機構ホームページ（上記）の「申請書類提出フォーム」に必要事項を入力し、申請書類（上記ア・ウ・エ・オ）を添付のうえ、送信してください。別途原本の郵送は不要です。ただし、上記イ「指導教員等の推薦書（様式2）」については封緘された書類のため、簡易書留、EMS等授受の記録が残る配達手段にて後記7.まで郵送してください。

インターネットが使用できない場合は、申請書類（上記ア～オ）をまとめて後記7.の提出先に簡易書留、EMS等授受の記録が残る配達手段で郵送してください。

申請書類	申請方法	
	インターネット経由による申請	郵送による申請 (インターネットが使用できない場合)
ア	申請書類提出フォーム	郵送 (ア～エ:原本各1部・オ:写し1部)
イ	郵送 (原本1部)	
ウ	申請書類提出フォーム	
エ	申請書類提出フォーム	
オ	申請書類提出フォーム	

(3) 申請期限

2025年3月25日(火) 23:59(日本時間)

※申請期限を超えた場合、いかなる理由があっても申請は受け付けません。

※郵送で提出する書類については、上記申請期限までに本機構必着です。

※2024年度中に貸与期間が終了した方が返還免除の申請を行わない場合、2025年度以降において返還免除の申請機会はありませんので予めご承知おき願います。

5. 返還免除者の認定時期及び認定区分

(1) 認定時期

本機構で「業績優秀者奨学金返還免除認定委員会」を開催し、返還免除者を認定します。選考結果は申請された方全員に2025年6月末までに登録された住所へ、2025年7月下旬(予定)に文書でお知らせします。宛先不明により機構へ返送された場合、原則として再送付はいたしません。転居の際には、すみやかにスカラネット・パーソナルで登録住所の変更を行い、郵便局へ転送依頼をするようご案内ください。

また、選考結果はスカラネット・パーソナルでも確認することができます。免除認定となった場合は詳細情報の業績優秀者免除欄に全額免除、半額免除の別が表示されます(返還免除非認定の場合は業績優秀者免除欄は表示されません)。スカラネット・パーソナルは貸与中から登録できますが、住所変更は貸与終了後に手続き可能となります。

なお、選考経過等に関する照会や通知前の個々の免除可否照会は受け付けません。

[表1] 返還免除の認定結果の通知について

通知方法	免除認定となった者	免除非認定となった者
郵送	認定結果通知(圧着ハガキ)を本人住所に送付	認定されなかったことの通知(圧着ハガキ)を本人住所に送付
スカラネット・パーソナル	「詳細情報」画面に表示	表示はありません。

(2) 返還免除認定の区分

返還免除者のうち、上位3分の1以内の方は全額免除、それ以外の方は半額免除となります。

6. その他

(1) 申請方法及び書類の提出等にあたっては、別紙「第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)特に優れた業績による返還免除申請要領」及び本機構ホームページ等を参照し、間違いのないようお願いします。

(2) 郵送にて提出された書類は一切返却しません。また、提出(郵送)した書類に不備、訂正等があった場合でも、書類の追加提出または差し替え等は一切認められません。

(3) 2024年度途中で貸与が終了する方(満期・辞退・退学等)については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する方は、認定結果が確定するまでの間、振替用口座(リレー口座)から返還が始まらないよう、返還期日が到来する前に「奨学金返還期限猶予願」(機構ホームページを参照)を本機構貸与・給付総務課企

画係宛（後記 7. 参照）へ簡易書留、EMS 等授受の記録が残る配達手段により提出してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の 9 月末までの期間、返還期限を猶予します。返還が始まる間際にご提出いただいた場合、処理が間に合わず返還が開始する場合がありますので、返還が始まる 2 か月前を目途の提出にご協力ください。

〔表 2〕 返還開始年月と猶予願の提出時期の目安

貸与終了年月	返還開始年月	猶予願の提出時期
2024 年 5 月	2024 年 12 月 27 日	2024 年 12 月末まで
2024 年 6 月	2025 年 1 月 27 日	2024 年 12 月末まで
2024 年 7 月	2025 年 2 月 27 日	2024 年 12 月末まで
2024 年 8 月	2025 年 3 月 27 日	2025 年 1 月末まで
2024 年 9 月	2025 年 4 月 27 日	2025 年 2 月末まで
2024 年 10 月	2025 年 5 月 27 日	2025 年 3 月末まで
2024 年 11 月	2025 年 6 月 27 日	2025 年 4 月末まで

【返還期限猶予願の掲載箇所】

ホーム>奨学金>返還が難しくなった場合>返還を待ってもらう（返還期限猶予）>一般猶予の申請手続き>奨学金返還期限猶予願等の入手等と記入>返還期限猶予に係る願出用紙

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html

- (4) 返還免除の認定に関わらず、必ず振替用口座（リレー口座）への加入手続きをしてください。
- (5) 申請書類の記載方法等について不明な点があれば、本機構貸与・給付総務課企画係（後記 7. 参照）へ相談をしてください。
- (6) 提出された個人情報、本制度実施のために利用されます。大学、在外公館、行政機関、公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

7. 問い合わせ先・申請書類提出先

〒104-8112 東京都中央区銀座 6-18-2

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 貸与・給付総務課 企画係

T E L : 03-6743-6694（日本時間午前 8 時 30 分～午後 6 時 15 分）

※英語は以下の表記となります。

Japan Student Service Organization

Scholarship Operations and General Affairs Division

Higashi-Ginza Office

Nomura Real Estate Ginza Bldg, 6-18-2 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-8112